

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月7日(火)午後3時から午後4時39分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 椎名 弘 委員	2番 滝田 博司 委員
3番 伊藤 明美 委員	4番 戸村 光男 委員
5番 塚本 一治 委員	6番 加瀬 安男 委員
7番 大木 正俊 委員	8番 土屋 玲子 委員
9番 佐藤 和 委員	11番 玉澤 幸雄 委員
12番 高品 文敬 委員	13番 鈴木 茂 委員
14番 布施 陽子 委員	15番 佐藤 郁太郎 委員
16番 布施 行雄 委員	17番 小林 須美子 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

18番 林 博之 委員	19番 太田 孝夫 委員
20番 小林 重紀 委員	23番 宇野 恵三郎 委員
24番 金城 ハル子 委員	25番 土屋 功 委員
26番 関口 孝男 委員	27番 寺本 利幸 委員
28番 江波戸 和男 委員	29番 秋山 菊次 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

10番 石橋 慎司 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

21番 椎名 正和 委員 22番 平山 敏之 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和4年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 3名

7 会議の概要

- 事務局 ただ今から令和5年2月農業委員会定例総会を開会いたします。
- 鈴木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。
- 事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。
- 議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、9番佐藤和委員、11番玉澤幸雄委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る2月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。
- 11番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る2月3日、午後2時10分より、市民ふれあいセンター2階第三会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和5年1月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につき

ましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されま。よう、御審議の程よろしくお。願ひし。ます。

議 長 農地銀行運営委員会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませ。んか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませ。んか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま。す。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和4年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたしま。す。なお、本議案については去る2月3日農地銀行運営委員会が開催されたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたしま。す。

11番 本件につきましては、去る2月3日、午後2時10分より、市民ふれあい

センター2階第三会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和5年1月26日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適切と思われる。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高品文敬委員、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号1番から4番について、審議・採決いたします。高品文敬委員、寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(高品文敬委員 寺本利幸委員退席)

議 長 高品文敬委員 寺本利幸委員が退席しましたので、番号1番から4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号1番から4番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から4番の内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和4年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から4番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号1番から4番について、採決に入ります。

議案第2号の番号1番から4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員 寺本利幸委員 着席)

議 長 高品文敬委員、寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和4年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。番号1番から4番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から4番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和4年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から4番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号1番から4番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号1番から4番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案には、太田孝夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。最初に、番号1番について、審議・採決いたします。太田孝夫委員は、退席をお願いします。

(太田孝夫委員退席)

議 長 太田孝夫委員が退席しましたので、番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

2番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、の番号1番に
ついて、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号の番号1番について、採決に入ります。
議案第3号の番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(太田孝夫委員 着席)

議 長 太田孝夫委員が着席しましたので、引き続き、議案第3号「農地法第3条
の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番を除き、事
務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号2番は、所有権移転に関する件
であります。

【議案第3号、番号2番を議案書を基に朗読】

番号2番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該
当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

17番 番号2番について、申請地は数年耕作されておらず、譲渡人も高齢となり
農地の管理が難しくなり、譲受人が規模拡大のため譲り受けることになりま
した。譲受人は旭市からの新規参入者であります。去る2月3日の書類審査
の際、譲受人より今後の営農方針についての説明がありましたが、説明内容
が一部不足しておりましたので、補足いたします。書類審査後、譲受人から
農業経営実施計画書が提出されました。今回の申請地ではネギを栽培する予
定ですが、営農にあたってはネギの栽培実績がある本家の方から技術的な指
導を受け、また、農機具の一部も借りて耕作するとのこと。指導してく
れる方ですが、東金農業大学校を卒業し、6年以上の営農歴を有する方とい
うことです。また生産物については、市内の東部中央市場を予定している
とのこと。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

4番 譲受人は旭市で商店を営んでいるようですが、農地の経営状況の貸付面積が0㎡になっていますが、25,400㎡程の農地を耕作しているということよろしいのでしょうか。

事務局 申請書には旭市からの営農実態証明書が添付されております。その証明書では貸付面積は0㎡となっております。ただ、作業委託する場合があります。それは作業に対しての賃金を支払い、収穫した作物は譲受人の収入となります。この作業委託は貸付の扱いとはなりません。事務局で把握している貸付面積は有りません。

4番 今後、農地としての利用状況の見守りをどのように行っていくのか、タブレット端末で情報を入力して管理をしていくのでしょうか、情報は入力できるものなのですか。

事務局 今現在、タブレット端末が手元に届いていない状態ですので、タブレットでの管理方法については明確にはお答え出来る状態ではありません。ただ、農業委員会では農地の見守りという業務がありますので、遊休農地の現地調査の際等に目視で確認をお願いしたいと思います。

4番 権利を取得した場合、譲受人は健康状態が思わしくない等の理由がない限り耕作をしていく事になるわけですが、事務局、委員も人が代わっていく状態でどのように管理をしていくのですか。今までは申請書が提出された段階で、どのように確認をされていたのですか。

事務局 事務局で管理している農家台帳システム、今後は国が利用を促進しているサポートシステムに情報を入力していきます。台帳に入力されている許可情報を確認しております。

3番 農業経営実施計画書の中の機械・施設の内容ですが、トラクターについて、これから自己資金で購入するものなのか、現在所有しているトラクターの購入時の資金なのか、また、ネギ管理機等はリースしていくようですが、最終的には作業委託を踏まえての計画ではないのでしょうか。

事務局 現在所有しているトラクターの購入時の金額になります。ネギ管理機等をリースし、指導を受けながら譲受人自ら耕作するの事を口頭・書面にて確認しております。

9 番 将来的には転用する可能性があるように見受けられると思いますが、3年3作した後は農業委員会では許可せざるを得ないのでしょうか。

事務局 3年3作という縛りはありません。これは県農地課の処理基準であり、現在は廃止されております。取得した時から病気・怪我等正当な理由がない限り、転売・転用は認められません。譲受人も納得した上での申請であります。

9 番 転用申請書の提出がされた際は、農業委員会総会で採決をしていく方向ですか。

事務局 転用申請書を提出した際に、事務局で確認をさせていただきます。申請者に口頭で確認・県へ照会させていただきます。申請書に疑義がある状態で提出された場合は、総会で審議をしていただくことになります。

議 長 他に質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、の番号1番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、番号1番を除き採決に入ります。

議案第3号について、番号1番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から3番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑88㎡を譲り受け、山林375㎡と一体として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、太陽光発電設備用地として畑2,013㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として畑3筆の合計380㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番 　　番号1番について、譲受人は現在、多古町に居住していますが、成田空港の滑走路整備に伴い居住地を移転することとなり、現在の居住地から比較的近くの申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

12番 　　番号2番について、譲受人は、再生エネルギーに関する事業を主とする会社で、今回申請地に太陽光発電設備の設置を計画するものです。農地区分は、第2種農地相当です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

6番 　　番号3番について、譲受人は現在、多古町に居住していますが、成田空港の滑走路整備に伴い居住地を移転することとなり、母親が所有する申請地に専用住宅と車庫の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容について
は、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決
により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	令和4年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定に ついて	(別冊)
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	3件
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、令和5年2月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いた
たします。